

令和 5 年度第 1 回千代田区地域公共交通会議 議事概要

令和 5 年 7 月 31 日（月）15 時 30 分～

千代田区役所 8 階 第 3・第 4 委員会室

次第 1 開会

千代田区保健福祉部福祉総務課長より挨拶。

次第 2 委員紹介

各委員から自己紹介。

次第 3 地域福祉交通「風ぐるま」事業の見直し案について【協議事項】

- 事務局 資料 4 及び資料 5 に基づき、説明。
- 委員 今回の会議でルートを示して、合意をとったという形にして、実際の運輸局への申請という形なのですか。今回示したルートを次に示すことはないということですか。
- 事務局 今回の会議で新ルートの方向性について、特に異議がないということであれば、地域や関係者との協議が整っていることの証明を、運輸局の申請時に提出する。そういう意味合いの会議である。
- 委員 分かりました。そうであれば、関係機関との協議状況でスケジュールが繰り延べる可能性があることを表現したほうが良い。関係者の合意が取れることを前提であるとか、必要な安全対策を実施する、実施したうえでこのルートにする等、全ての対策は終了しているのですか。
- 事務局 今回お話ししたいのは基本的なルート設定である。各停留所の個々の調整については、まだ整っていないところもある。整わなかった場合、その停留所は使用しないという判断をしていくため、今回はルート設定についてお話しすることを想定している。
- 委員 調整の結果使わなくなった停留所等、関係者、関係機関と協議した結果を委員の皆さんに示す場がないのか。
- 会長 スケジュールでいう第 3 四半期に関係機関への申請ということなので、その段階でしっかりお返ししてください。
- 事務局 承知しました。
- 委員 運輸局への申請は、協議が整った状態で提出することになるが、停留所に関してであれば、今は未定の状態で、後で報告ということもできると思う。停留所の設置の可否で、ルートが変わる可能性があるということであれば、できる限りもう一度協議をしっかりとったほうが良い。
- 事業者 ルート自体は変わりません。
- 委員 新規ルートができること楽しみにしていたが、ルート図を見ると千代田区の北のほうばかりであるため、将来的に南のほうのルートも考えてほしい。
- 事務局 地域福祉交通と運行しており、区の福祉関連施設が北側に多いことからこのような状況になっている。
- 会長 こういうご意見があったということは、しっかり受け止めていただくということをお願いします。

次第4 道路運送法第9条第4項及び同施行規則第9条第2項に掲げる協議について

- 事務局 資料6に基づき、説明。
- 委員 停留所について、どこが確定でない停留所なのかも教えてもらい、委員さんたちでその停留所が抜けてしまっても問題ないのかを協議していただいたほうが良い。
- 事業者 東京都交通局に共用を依頼している個所は、現在協議中ということで最終的な回答はいただいていない。
- 委員 そうであれば、正式な回答がきて、全て使えるということであれば、今日の会議をもって整ったという整理にする附帯決議とし、使用できない場所ができた場合には再度書面で開催していただくというのはいかがでしょうか。
- 事業者 ありがとうございます。
- 委員 関係者の協議が残っているのは、停留所だけですか。ルートについては何の問題もないのですか。
- 事務局 今のところ停留所以外の部分については特に課題となっているところは、事前調整の中ではありませんでした。
- 委員 それでは、停留所については注意書き、安全対策をしっかりとやるというようなことを明確に書いておくほうが良い。それ以外については、ルートと停留所を明確に分けて表現したほうがわかりやすいと思いますが、いかがでしょうか。
- 会長 委員のご指摘は、最終的にこの証明書のどこかに備考か追記をする形で文言をつけ加えるということによりよいでしょうか。
- 事務局 それでは、停留所で一部協議が残っているような文言を付け加えまして、皆様にご確認をいただいたうえで提出をしていくということにいたします。

次第5 その他 特になし

以上